

登録手話通訳者の方へ派遣にあたってのお願い

派遣に際して下記の事項に留意してください。

1. 瀬戸市手話通訳者等登録証について

- (1) 市が発行した瀬戸市手話通訳者等登録証は、派遣時には必ず携帯し、提示を求められた場合は提示できるようにしてください。
- (2) 本証は、瀬戸市手話通訳者等登録申請書を提出していただき、認められた方に発行していますので、他人に貸与・譲渡はしないでください。
- (3) 瀬戸市手話通訳者として活動を終了するときは、市に本証を返還してください。

2. 派遣報酬について

- (1) 待ち合わせ時間から派遣終了時間まで、1時間につき1,500円（1時間未満は1時間で換算します。）、以降30分毎（30分未満は30分で換算します。）に750円を加算して派遣料とします。
- (2) 派遣に際して発生した交通費については、1,500円を上限としてお支払いします。公共交通機関を利用された場合は、かかった往復の交通費をお支払いします。自家用車を利用された場合は、Google Map（グーグルマップ）にて一般道で最短距離のルートを検索して、小数点以下に関しては四捨五入を行って算定します。1キロメートルあたり25円とし、往復の距離数分を交通費としてお支払いします。そのため、自家用車を利用された場合は、活動報告書に記載して頂いた距離数と異なることがあり、交通費に差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

3. 派遣活動について

- (1) 申請書に記載のあった待ち合わせ場所に申請者が現れない場合は、待ち合わせ時間から30分経過しても現れない場合は、お帰りいただいて構いませんので、その旨を活動報告書に記載してください。1時間分の派遣活動費と交通費をお支払いします。
- (2) 申請書に記載されている派遣内容と異なる内容の通訳を依頼された場合は、内容によっては派遣の対象外となる可能性がありますので、利用者に依頼を受けられないことを伝えてください。判断に迷われた場合は、開庁時は社会福祉課までご連絡ください。
- (3) (2)について、閉庁時は個人で判断していただき、どのように対応されたかを活動報告書に記載してください。

4. 活動報告書について

- (1) 派遣活動終了後、5日以内に活動報告書をご提出ください。
- (2) 通訳内容について、同じ利用者の似た内容の通訳を何度も行っていていただくこともあるかと思いますが、次回別の通訳者の方が派遣される可能性もありますので、その日行った通訳の内容や起こったことを詳細に記載してください。

5. その他

上記留意事項以外に疑問点等お問い合わせがありましたら、社会福祉課にて電話またはメールにて受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

【問い合わせ先】

瀬戸市役所 社会福祉課 障害福祉係

〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

電話 0561-88-2612

FAX 0561-88-2615

メール fukushi-tsuuyaku@city.seto.lg.jp